

株式会社おんぶにだっこ

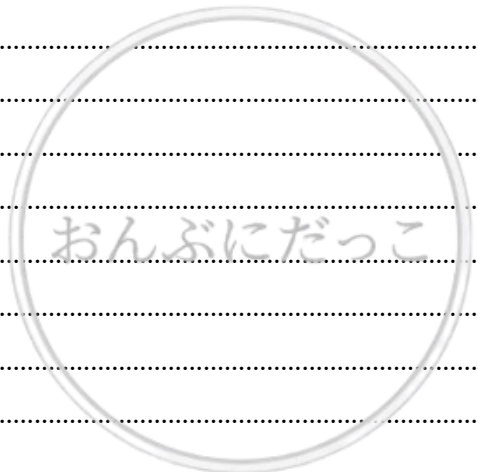
非常災害時等緊急時対応マニュアル

作成日:2025年9月1日

改訂:2026年3月10日

目次

第1章 総則.....	5
1. 目的.....	5
2. 適用範囲.....	5
3. 基本理念.....	5
第2章 緊急時対応の基本原則.....	5
1. 優先順位.....	5
2. 判断基準.....	6
3. 連携の基本.....	6
第3章 事前準備と確認事項.....	6
第3章 事前準備と確認事項.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
1. 事前面談での確認項目.....	7
2. 初回訪問時の防災確認.....	8
2. 初回訪問時の防災確認.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3. シットティング開始前の安全確認.....	8
第4章 災害別対応マニュアル.....	9
4.1 地震.....	10
揺れが始まった直後の対応.....	10
揺れが収まった後の対応.....	10
在宅中に地震が発生した場合.....	11
外出中に地震が発生した場合.....	12
4.2 火災.....	12
火災発見直後の対応.....	13
煙を感じた場合の対応.....	13
初期消火を試みる基準.....	13
避難の手順.....	14
外出中に火災に遭遇した場合.....	14
ガス漏れに気づいた場合.....	15
4.3 水害・風水害.....	15
大雨・洪水警報発令時の対応.....	15
冠水した道路や側溝への対応.....	16
台風接近時の対応.....	16
高潮・津波の対応.....	17
土砂災害の対応.....	17
4.4 停電・通信障害.....	18
停電発生時の対応.....	18



通信障害発生時の対応.....	19
通信障害時の代替連絡手段.....	19
通信障害時の行動指針.....	20
4.5 不審者・危険人物.....	21
在宅中に不審者が現れた場合.....	21
外出中に不審者に遭遇した場合.....	22
不審者の特徴を見分ける.....	22
110番通報のタイミングと方法.....	23
不審者に遭遇した後の対応.....	23
4.6 その他の緊急事態.....	24
医療緊急事態.....	24
交通事故.....	25
ガス漏れ.....	25
感染症パンデミック.....	26
その他の緊急事態.....	26
第5章 年齢別対応と声かけ.....	27
0～1歳.....	27
0～1歳.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2～3歳.....	28
4～5歳.....	28
6歳以上.....	29
第6章 連絡体制と報告.....	30
1. 緊急連絡の優先順位.....	30
2. 保護者連絡の要点.....	31
3. 会社報告の要点.....	31
4. 代替連絡手段.....	32
第7章 通報台本集.....	33
119 通報(火災・急病).....	33
110 通報(不審者・事故).....	34
171(災害伝言ダイヤル).....	35
第8章 事後対応と改善.....	35
1. 保護者への詳細報告.....	36
2. 会社内での事例共有.....	36
3. マニュアルの改訂プロセス.....	37
4. 再発防止策の策定.....	37
第9章 附則.....	38

施行日.....	38
改訂履歴.....	38
参考資料・リンク集.....	38

第1章 総則

1. 目的

本マニュアルは、非常災害時および緊急時において、シッターが迅速かつ適切に対応できるよう、基本的な行動指針と具体的な手順を定めるものである。子どもの安全を最優先とし、保護者および会社との連携を確実にし、被害を最小限に抑えることを目的とする。シッターが居宅訪問型および在宅保育サービスを提供する際、万が一の非常災害や緊急事態に直面した場合でも、冷静かつ迅速に対応できるよう体系的にまとめたものである。日常的な安全確認から、実際に災害が発生した際の具体的な対応手順、そして事後の報告や改善活動に至るまで、一連の流れを明確にしている。特に、子どもの命を守るという最も重要な使命を遂行するために、事前準備の重要性と緊急時の判断基準を中心に構成されている。

2. 適用範囲

本マニュアルは、居宅訪問型および在宅保育サービスを提供するすべてのシッターが対象となる。

3. 基本理念

子どもの最善の利益を最優先とする。緊急時においても、子どもの身体的・心理的安寧を確保し、恐怖や不安を和らげることを心がける。

第2章 緊急時対応の基本原則



緊急時において、適切な判断と迅速な行動は子どもの安全を守る上で最も重要な要素となる。本章では、緊急時に直面した際の行動指針となる基本原則を定めている。事前の準備がいかに充実していても、実際に緊急事態が発生した瞬間の判断が遅れてしまえば、その準備が十分に活かされないことになる。そのため、シッターは日頃からこの基本原則を頭に入れておき、いざという時に即座に行動できるようにしておく必要がある。

1. 優先順位

緊急時の対応は、以下の順序で行動する。

①子どもの安全確保 ②通報(119/110)③保護者連絡 ④会社報告

この優先順位は、緊急時に混乱しがちな判断を整理するためのガイドラインである。最も重要なのは子どもの安全確保であり、その後で初めて外部への連絡が意味を持つ。通報よりも先に保護者への連絡を優先してしまいがちだが、生命に関わる緊急事態では、まず119や110への通報を最優先すべきである。この優先順位を事前にしっかりと頭に入れておくことで、パニック状態でも適切な行動をとることができる。

2. 判断基準

行動すべきか待機すべきか迷う場合は、子どもの安全確保を最優先と判断する。少しでも不安を感じる場合、すぐに安全な場所へ移動し、状況を確認する。

緊急時において、最も難しいのは「行動すべきか、待機すべきか」という判断である。過剰に反応して不必要に動いてしまうこともあれば、逆に判断が遅れて対応が遅れてしまうこともある。しかし、子どもの安全がかかっている状況では、「慎重さ」よりも「迅速さ」が求められる。少しでも不安を感じるなら、まずは安全を確保し、その後で状況を判断する。この「安全第一」の原則を徹底することが、結果的に最も適切な対応につながる。

3. 連携の基本

保護者とは事前面談で緊急時の連絡方法を合意し、実際に訓練を行っておく。会社とは平時から緊急連絡体制を共有しておく。行政機関・医療機関との連携も考慮する。

緊急時の対応は、シッター一人で完結できるものではない。保護者、会社、そして必要に応じて行政機関や医療機関との連携が不可欠である。事前面談での合意は、緊急時の連絡をスムーズにするために極めて重要だ。単に連絡先を交換するだけでなく、どのような状況でどの連絡手段を使うのか、連絡がつかない場合の代替手段は何か、といった具体的な手順を事前に決めておく必要がある。また、会社とは平時から緊急連絡体制を共有し、緊急時のサポート体制を整えておくことが大切である。

第3章 事前準備と確認事項

第3章 事前準備と確認事項

1. 事前面談での確認項目

- かかりつけ医および病院
 - かかりつけ病院名・電話番号
 - 救急病院名・住所・電話番号
 - 移動手段(徒歩、車など)
 - 救急車を呼ぶ基準 **119**
- 持病・アレルギー
 - 子どもの持病有無・症状
 - 服用薬種類・分量・時間
 - アレルギー種類(食物、薬など)
 - 反応時対応(抗アレルギー薬有無・使用法)
 - 緊急連絡先
- 広域避難場所
 - 自宅避難所名・住所
 - 移動ルート
 - 移動手段
 - 避難所の特徴
- 合流方法(災害時)
 - 災害時合流場所
 - 移動ルート
 - 代替連絡方法
 - 連絡方法(看板色など)
- 災害伝言ダイヤル(171)
 - 保護者自宅電話番号
 - 携帯電話番号
 - 録音内容事前合意
 - 使用法確認(手順)

2. 初回訪問時の防災確認

- 避難経路および集合場所
 - 玄関から避難場所ルート確認
 - 階段・手すり・照明确認
 - 経路上の障害物なし確認
 - 集合場所確認
 - 代替ルート確認
- 消火器および非常用品
 - 消火器場所(玄関、キッチンなど)
 - 消火器種類・使用法確認
 - 有効期限確認
 - 懐中電灯有無・場所
 - 非常用水・食料有無・場所
 - 救急セット場所
- 階段およびエレベーター
 - 階段段数・手すり・照明确認
 - エレベーター有無(緊急時は使用しない)確認
 - 非常用電源確認

3. シッティング開始前の安全確認(到着時30秒確認)

- 危険箇所の有無
 - 窓ガラス破損なし
 - 窓際ガラス破損(ボタン、硬貨など)
 - 床の小さな物(しぼたん、硬貨など)
 - コード散乱なし
 - 薬品・洗剤・子どもの手届かない
 - 刃物安全保管
 - 熱源から子どもを遠ざかる
 - 階段・ベランダ柵・鍵
- 窓・ドアの施錠
 - 玄関ロック
 - 1階閉鎖
 - ベランダドア閉
 - 2階以上開時子ども近づかない
 - インターホン確認
- 子どもの健康状態
 - 顔色・元氣確認
 - 体温高い(38度以上)か確認
 - 食欲有無
 - けいれん・発疹・嘔吐なし
 - 直前の怪我なし
- 連絡手段の確保
 - 携帯電池(50%以上)確認
 - 充電器持参
 - 圏内確認
 - 保護者連絡先手元
 - 固定電話位置・使用法
 - 緊急連絡先(119, 110, 171)確認

緊急時に適切に対応するためには、日頃からの事前準備が最も重要となる。災害や事故が発生してから初めて準備を始めても、手遅れになることが多い。本章では、シッターが事前に行っておくべき準備と確認事項を体系的にまとめている。これらの準備は、一度行えば完了するものではなく、定期的な見直しや更新が必要である。特に子どもの成長に伴う変化や、家庭環境の変化、季節の変化などを考慮し、常に最新の状態に保つことが求められる。

1. 事前面談での確認項目

事前面談における確認は、緊急時の対応をスムーズにするための最も重要なステップである。単に情報を収集するだけでなく、緊急時にどのような状況でどのような対応が必要になるのか、保護者とシッターの間で共通認識を持つことが求められる。特に子どもの個別の事情(持病、アレルギー、かかりつけ医など)は、緊急時の判断に直結する重要な情報であるため、詳細に確認しておく必要がある。また、災害時の合流場所や避難所についても、実際にその場所を確認し、複数のルートを想定しておくことが大切だ。

かかりつけ医および病院

- ・ かかりつけの病院名・電話番号
- ・ 救急病院の名前・住所・電話番号
- ・ 病院までの移動手段(徒歩、車、タクシーなど)
- ・ 救急車を呼ぶ基準(発熱、けいれん、呼吸困難など)

持病・アレルギー

- ・ 子どもの持病の有無と症状
- ・ 定期服用薬の種類・分量・時間
- ・ アレルギーの種類(食物、薬、ハチ、ダニなど)
- ・ アレルギー反応時の対応(抗アレルギー薬の種類、使用方法)
- ・ 持病に関する緊急時の連絡先

広域避難場所

- ・ 指定避難所の名前・住所
- ・ 避難所までの移動ルート
- ・ 避難所への移動手段
- ・ 避難所の特徴(収容人数、設備など)

合流方法(災害時)

- ・ 災害時の合流場所(複数候補を設定)
- ・ 合流場所までの移動ルート
- ・ 合流できない場合の代替連絡方法
- ・ 合流場所での連絡方法(看板の色、場所など)

災害伝言ダイヤル(171)の活用

- ・ 保護者の自宅電話番号(171の録音番号として使用)
- ・ 保護者の携帯電話番号
- ・ 録音する内容の事前合意
- ・ 171の使用方法的確認(録音・再生の手順)

災害時には携帯電話や固定電話が繋がらなくなる可能性が高い。そのような状況で情報を共有できる手段として、災害伝言ダイヤル171の活用は極めて重要である。事前面談で保護者の自宅電話番号、携帯電話番号を録音番号として設定し、実際に171を使って録音・再生の手順を練習しておくことが求められる。特に録音する内容は、事前に合意しておかないと緊急時に混乱する恐れがあるため、どのような情報を伝えるべきか、どのような順序で伝えるべきかを事前に決めておく必要がある。

2. 初回訪問時の防災確認

初回訪問時の防災確認は、実際にシットティングを開始する前に、その家庭の安全環境を把握するための重要なステップである。事前面談で情報を収集するだけでなく、実際にその家の構造や安全設備を確認することで、緊急時の避難経路や安全確保の方法を具体的にイメージすることができる。特に避難経路や集合場所は、実際に歩いて確認することで、階段の幅や手すりの有無、照明の状態、障害物の有無など、緊急時に影響する要素を事前に把握することができる。また、消火器や非常用品の位置も、実際に確認しておかないと緊急時に探す時間がかかってしまうため、必ず目視で確認する必要がある。

避難経路および集合場所

- ・ 玄関から避難場所までのルートを歩いて確認する
- ・ 階段の幅、手すりの有無、照明の状態を確認する
- ・ 避難経路上の障害物（机、自転車、家具など）がないか確認する
- ・ 集合場所がどこなのか（部屋、廊下、外の目印など）を確認する
- ・ 避難経路が塞がった場合の代替ルートを確認する

消火器および非常用品の位置

- ・ 消火器の場所（玄関、キッチン、廊下など）を確認する
- ・ 消火器の種類（粉末、二酸化炭素など）と使用方法を確認する
- ・ 消火器の有効期限を確認する
- ・ 懐中電灯の有無と場所を確認する
- ・ 非常用の水、食料の有無と場所を確認する
- ・ 救急セットの場所を確認する

階段およびエレベーターの確認

- ・ 階段の段数、手すりの有無、照明の状態を確認する
- ・ エレベーターの有無を確認する（ある場合、緊急時は使用しない）
- ・ 階段とエレベーターの位置関係を確認する
- ・ エレベーターが止まった場合、階段から避難できるか確認する

3. シットティング開始前の安全確認

シットティング開始前の安全確認は、到着時に行う 30 秒間の簡易的なチェックである。

この 30 秒で、その場の危険箇所、窓やドアの施錠状況、子どもの健康状態、そして連絡手段の確保を確認する。この確認は、緊急時の対応に直結する重要なステップであり、たとえ忙しくても必ず行う必要がある。特に子どもの健康状態や、床に落ちている小さな物など、緊急時に影響する要素を確認することで、事前に対策を講じることができる。また、連絡手段の確保は、緊急時の対応に直結するため、携帯電話の電池残量やアンテナ表示を必ず確認しておく必要がある。

危険箇所の有無

- ・ 窓際にガラス破片が落ちていないか確認する
- ・ 床に小さな物（ボタン、ビーズ、硬貨など）が落ちていないか確認する
- ・ コード類が床に散乱していないか確認する
- ・ 薬品、洗剤などの危険な物が子どもの手の届く場所にないか確認する
- ・ ナイフ、ハサミなどの刃物が安全な場所に保管されているか確認する
- ・ ストープ、ヒーターなどの熱源から子どもが遠ざかっているか確認する

- ・階段、ベランダなどの危険場所に柵や鍵があるか確認する

窓・ドアの施錠状況

- ・玄関のドアがロックされているか確認する
- ・1階の窓が閉まっているか確認する
- ・ベランダのドアが閉まっているか確認する
- ・2階以上の窓が開いている場合、子どもが近づかないようにする
- ・インターホンの位置と使い方確認する

子どもの健康状態

- ・顔色が悪くないか確認する(青白い、真っ赤など)
- ・体温が高い(38度以上)かどうか確認する(額に手を当てる)
- ・元気があるかどうか確認する(活発、遊びたがる、無気力など)
- ・食欲があるかどうか確認する(直前に食事をしているか)
- ・けいれん、発疹、嘔吐などの症状がないか確認する
- ・直前に怪我をしていないか確認する(すり傷、打撲など)

連絡手段の確保

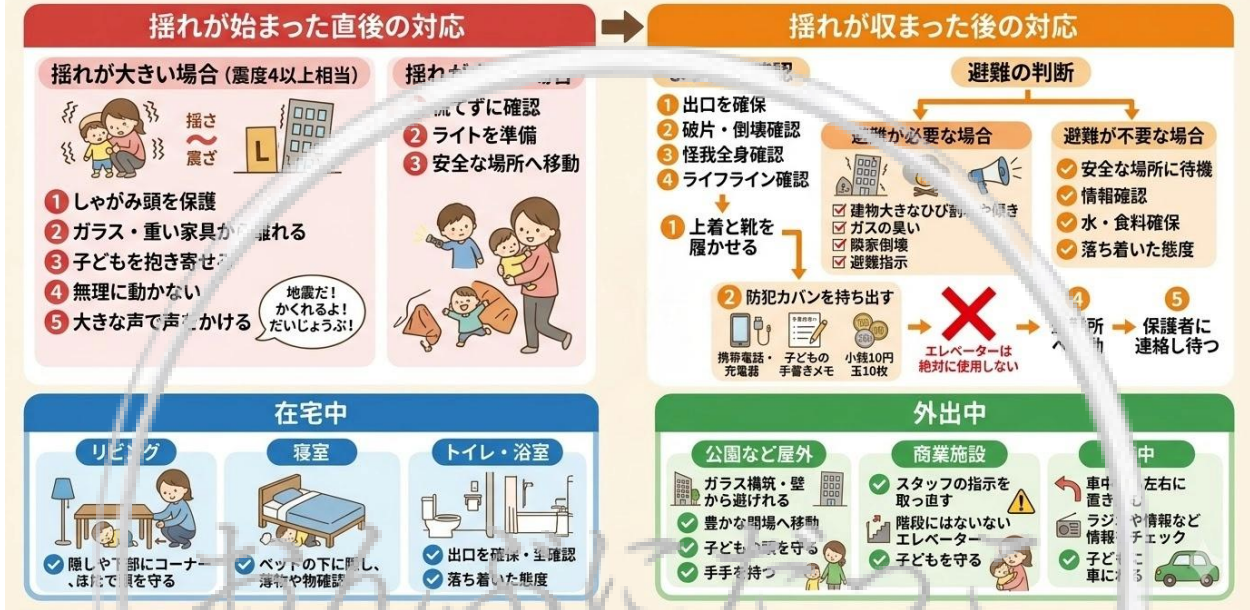
- ・携帯電話の電池残量を確認する(残量50%以上が望ましい)
- ・充電器を持参しているか確認する
- ・携帯電話が圏内か確認する(アンテナ表示を確認する)
- ・保護者の連絡先が手元にあるか確認する(手帳、メモ、スマホ内)
- ・固定電話がある場合、その位置と使用方法を確認する
- ・緊急連絡先(119、110、171)を即座にダイヤルできる状態か確認する

第4章 災害別対応マニュアル

緊急事態には、地震、火災、水害、停電、不審者の出現など、様々な種類がある。発生した事態において、適切な対応方法は異なる。本章では、主な災害や緊急事態ごとに具体的な対応手順を体系的にまとめている。事前準備がいかに充実していても、実際に緊急事態が発生した瞬間の判断と行動が遅れてしまえば、その準備が十分に活かされないことになる。そのため、シッターは各種災害の特徴を理解し、それぞれに応じた適切な対応方法を頭に入れておく必要がある。また、複数の事態が同時に発生する可能性もあるため、柔軟な判断と臨機応変な対応が求められる。

1. 地震

4.1 地震



地震は、予兆なく突然発生し、その継続時間や規模を予測することが難しい災害である。そのため、揺れが始まった瞬間から的確な判断と迅速な行動が求められる。特に子どもを守るシッターとしては、まず自身が冷静さを保ち、子どもの安全確保に専念する必要がある。本章では、揺れが始まった直後の対応、揺れが収まった後の対応、在宅中・外出中のそれぞれの場合の対応について具体的にまとめている。

揺れが始まった直後の対応

揺れが始まった瞬間の最初の数秒間が、最も重要である。パニックにならず、事前に決めた行動パターンに従って迅速に動くことが求められる。特に揺れが大きい場合(震度4以上相当)では、家具の倒壊やガラスの破損など、重大な危険が生じる可能性があるため、まずは自身と子どもの安全確保を最優先とする必要がある。一方で、揺れが小さい場合でも、状況を冷静に判断し、次に起こり得る事態に備えることが大切だ。

揺れが大きい場合(震度4以上相当)

1. その場にしゃがみ、座布団やクッションなどで頭を保護する
2. ガラスや重い家具から離れた場所へ移動する
3. 子どもを抱き寄せ、胸に密着させて守る
4. 揺れている間は無理に動かない
5. 「地震だ！かくれるよ！」「だいじょうぶ！」と大きな声で声をかける

揺れが小さい場合

1. 慌てずに周囲を確認する
2. 懐中電灯やスマートフォンのライトを準備する
3. 子どもの手を引いて安全な場所へ移動する

揺れが収まった後の対応

揺れが収まった後の対応は、二次災害を防ぐ上で極めて重要である。まずは現場の安全確認を行い、必要に応じて避難を開始するかどうかを判断する必要がある。避難の判断は、建物の損傷状況や、周囲の状況、そして消防や警察からの避難指示などを総合的に考慮して行う。特に

ガスの臭いや、建物のひび割れ、隣家の倒壊などがある場合は、すぐに避難を開始すべきだ。一方で、建物に大きな異常がなく、避難指示も出ていない場合は、家の中で安全な場所に待機する選択もある。

まず安全確認

1. ドアや窓を開け、出口を確保する
2. ガラスの破片や倒れた家具がないか確認する
3. 子どもに怪我がないか全身確認する
4. 部屋のライフライン(ガス、電気)の状況を確認する

避難の判断

避難が必要な場合

- ・建物に大きなひび割れや傾きがある
- ・ガスの臭いがする
- ・隣家が倒壊している
- ・消防や警察から避難指示が出た

避難の手順

1. 子どもの上着と靴を履かせる
2. 防犯カバン(必須アイテム)を持ち出す
 - ・携帯電話・充電器
 - ・子どもの手書きメモ(連絡先、持病)
 - ・保護者と共有した合流場所
 - ・小銭(10円玉を10枚)
3. 階段を使って避難する(エレベーターは絶対に使用しない)
4. 近くの避難所へ移動する
5. 保護者に状況を伝え、合流場所で待つ

避難が不要な場合

1. 家の中の安全な場所に待機する
2. テレビやラジオで情報を確認する
3. 予備の水と非常食を確保する
4. 子どもを不安にさせないように、落ち着いた態度で接する

在宅中に地震が発生した場合

子どもの配置による対応

- ・リビングにいる場合
 1. テーブルの下に隠れる
 2. ない場合は部屋の隅に移動し、頭を守る
- ・寝室にいる場合
 1. ベッドの下に隠れる

2. ベッド周辺の落下物を確認する

・トイレ・浴室にいる場合

1. ドアを開けて出口を確保する
2. 頭を保護し、その場に留まる

外出中に地震が発生した場合

公園など屋外にいる場合

1. ガラス張りの建物やブロック塀から離れる
2. 落下物に注意しつつ、開けた場所へ移動する
3. 子どもの頭を保護し、手をつなぐ

商業施設にいる場合

1. 店員の指示に従う
2. エレベーターは使用せず、階段で避難する
3. 混乱に巻き込まれないよう子どもを抱きしめる

車中にいる場合

1. 左側に車を寄せて停車する
2. ラジオで情報を確認する
3. 子どもを車外に出さない

2. 火災

4.2 火災

火災発見直後

1. 大声で「火事だ！」
2. 子どもを抱き上げ最寄出口へ
3. 延焼場所には近づかない
4. 低い姿勢で移動
5. 窓ドアを閉め火を防ぐ

☎119

煙を感知した場合

部屋	廊下
1. ドア温度確認 2. 熱い場合は別出口へ 3. 出口なし窓開助け 4. 濡れタオルで口鼻	1. 低い姿勢(ハイハイ)で移動 2. 壁沿い進む 3. 手すり壁触り確認

初期消火

初期消火	中止すべき場合
✓ 火天井未達 ✓ 消火器・水手届く ✓ 身の安全確保	✗ 煙濃呼吸困難 ✗ 火天井到達 ✗ 消火器不効 ✗ 自己怪我 ✗ 避難経路塞ぐ

↓

✓ 火の安全確く
✓ 避難経路確保
✓ 避難経路確く

避難の手順

集合住宅	一戸建て	高層階
エレベーターは絶対に使用しない		
1. 階段使う 2. 非常口表示従う 3. 子ども手引く抱く 4. ドア閉移動	1. 階段降りる 2. 混乱上階避難 3. ドア閉間タオル 4. 窓から白布	

外出中

商業施設	路上
1. 非常口表示速やか 2. 階段避難 3. 店員指示従う 4. 子ども抱きしめる	1. 安全距離移動 2. 消防車進路空ける 3. 子ども遠ざける 4. 119番通報

ガス漏れ

✗ 火気を一切使用しない ✗ 電気のスイッチには触れない
1. ガスの臭い 2. 窓ドア開換気 3. 屋外避難 4. ガス会社または119番通報

火災は、最も深刻で緊急を要する事態の一つであり、迅速かつ適切な対応が求められる。火災の規模や状況によって対応方法が異なるが、基本原則は「まず避難、その後通報」である。特に煙を吸うことは致命的となるため、低い姿勢で移動することが求められる。本章では、火災発見

直後の対応、煙を感じた場合の対応、初期消火を試みる基準、避難の手順、そして外出中に火災に遭遇した場合の対応について具体的にまとめている。特に初期消火は、自分の身の安全が確保されている場合に限って試みるべきであり、少しでも危険を感じた場合はすぐに避難を開始する必要がある。

火災発見直後の対応

火災を発見した瞬間の行動が、その後の被害を最小限に抑える上で決定的な役割を果たす。まずは大声で周囲に火災を知らせ、すぐに避難を開始する。避難の際は、煙を吸わないよう低い姿勢で移動し、延焼中の場所には近づかないことが求められる。また、可能であれば窓やドアを閉め、火の広がりを防ぐ対策を講じることも重要だ。しかし、これらの対策はあくまで避難の妨げにならない範囲で行うべきであり、自身や子どもへの安全確保が最優先である。

火災を発見した時

1. 大声で「火事だ！」「避難しよう！」と叫ぶ
2. 子どもを抱き上げ、最寄りの出口へ移動する
3. 延焼中の場所には近づかない
4. 煙を吸わないよう低い姿勢で移動する
5. 窓やドアを閉め、火の広がりを防ぐ(可能な場合)

煙を感じた場合の対応

部屋にいる場合

1. すぐにドアの温度を手の甲で確認する
2. 熱い場合はドアを開けず、別の出口を探す
3. 出口がない場合、部屋の窓を開け、助けを求める
4. 濡れたタオルで口と鼻を覆う

廊下にいる場合

1. 低い姿勢(ハイハイ)で移動する
2. 壁に沿って出口へ進む
3. 手すりや壁を触りながら方向を確認する

初期消火を試みる基準

初期消火は、火災を小規模のうちに鎮火させるための有効な手段であるが、自身の身の安全が最優先である。初期消火を試みるかどうかの判断は、火災の規模、自分の位置、消火器の有無、そして避難経路の確保状況などを総合的に考慮して行う必要がある。特に火が天井に達している場合や、煙が濃くて呼吸が困難な場合は、すぐに避難を開始すべきである。また、消火器を使用する場合も、自分の背後に避難経路があることを確認してから行う必要がある。

初期消火が可能な条件

- ・火が天井に達していない
- ・消火器や水が手の届く範囲にある
- ・自分の身の安全が確保されている
- ・避難経路が確保されている

初期消火の手順

1. 消火器の安全ピンを抜く
2. ホースを火元に向ける
3. レバーを強く握る
4. 火元の根元に向けて噴射する
5. 火が消えたら、再度燃え広がっていないか確認する

初期消火を中止すべき場合

- ・煙が濃くて呼吸が困難
- ・火が天井に達した
- ・消火器が効かない
- ・自分が怪我をした
- ・避難経路が塞がれた

避難の手順

集合住宅の場合

1. 階段を使って避難する(エレベーターは絶対に使用しない)
2. 非常口の表示に従う
3. 子どもの手を引くか、抱いて避難する
4. ドアを閉めたから移動する

一戸建ての場合

1. 1階の玄関または窓から避難する
2. 近くの安全な場所へ移動する
3. 隣家に火災が広がっていないか確認する
4. 保護者に状況を伝える

高層階にいる場合

1. 階段を使って降りる
2. 階段で混乱が起きている場合、上の階へ避難する
3. ドアを閉め、隙間をタオルで塞ぐ
4. 窓から白い布などを出し、救助を求める

外出中に火災に遭遇した場合

商業施設にいる場合

1. 非常口の表示に従い、速やかに避難する
2. エレベーターは使用せず、階段で避難する
3. 店員の指示に従う
4. 混乱に巻き込まれないよう子どもを抱きしめる

路上で火災に遭遇した場合

1. 安全な距離まで移動する
2. 消防車の進入路を空ける
3. 子どもを火災現場から遠ざける
4. 119 番通報する(まだ通報されていない場合)

ガス漏れに気づいた場合

ガスの臭いを感じた瞬間

1. 火気を一切使用しない
2. 窓やドアを開け、換気する
3. 電気のスイッチには触れない
4. 子どもと一緒に屋外へ避難する
5. ガス会社または 119 番通報する

3. 水害・風水害

4.3 水害・風水害

大雨・洪水警報発令時

- 1 最新情報を確認 (最新情報のTV・ラジオ)
- 2 地域の避難情報を確認
- 3 高い場所へ移動準備
- 4 避難用バッグ準備

避難指示が出た場合
すぐに避難を開始

- 1 すぐに避難
- 2 2階以上の高い階へ
- 3 指定避難所へ
- 4 子どもを抱いて移動

避難指示が出る前

- 1 周囲の状況確認
- 2 水路や川の増水確認
- 3 必要なものを集める
- 4 避難経路確認

冠水した道路や側溝への対応

- 1 冠水道路を横断しない
- 2 水深足首でも見えない
- 3 側溝に落ちる危険
- 4 別のルートを探す
- 5 子どもと手をつなぐ

決して横断しようとしな

- 3 電柱・看板に注意
- 4 高い場所へ移動し救助を待つ

台風接近時の対応

- 1 窓やシャッターを閉める
- 2 部屋の外の飛散物を片付ける
- 3 非常用の水・食料・懐中電灯準備
- 4 子どもの避難場所を確保

土砂災害警戒情報時

- 危険な場所から離れる
- 安全な場所へ
- 子どもと一緒に避難
- 保護者に伝える

土砂災害の兆候

- 1 雨が続く
- 2 斜面から水湧き出し
- 3 斜面に亀裂
- 4 木が傾く
- 5 土の臭い

土砂災害発生時

- 1 すぐに安全な場所へ
- 2 斜面の方向に逃げない
- 3 両側に安全な方向へ
- 4 子どもを抱いて避難

高潮警報時

冠水がまっている場所

- 1 近づかない
- 2 側溝から離れる
- 3 電柱・看板に注意
- 4 高い場所へ移動し救助を待つ

津波警報時

- 1 すぐに高い場所へ
- 2 津波が来る前に完了
- 3 海岸から遠ざかる
- 4 子どもを抱いて避難

水害や風水害は、台風や集中豪雨などによって引き起こされる自然現象であり、ある程度予測が可能であるという特徴がある。そのため、警報が発令された段階で迅速に対応を開始することが求められる。特に冠水した道路や側溝、そして土砂災害は、視認しにくい危険が潜んでいるため、絶対に近づかないことが重要だ。本章では、大雨・洪水警報発令時の対応、冠水した道路や側溝への対応、台風接近時の対応、そして高潮・津波や土砂災害の対応について具体的にまとめている。特に避難指示が出た場合は、躊躇なく避難を開始する必要がある。

大雨・洪水警報発令時の対応

大雨や洪水警報が発令された場合、その段階で迅速に対応を開始することが求められる。特に低い場所(地下、1階)から高い場所へ移動する準備を始め、必要な物資を確保しておく必要がある。避難指示が出た場合は、すぐに避難を開始するが、避難指示が出る前でも、周囲の状況を確認し、必要なものを持ち出しやすい場所に集めておくことが大切だ。特に水路や川が増水していないか確認し、避難経路が冠水していないか事前に確認しておく必要がある。

在宅中に警報が発令された場合

1. テレビやラジオで最新情報を確認する
2. 地域の避難情報を確認する
3. 低い場所(地下、1階)から高い場所へ移動する準備をする
4. 子どもの避難用バッグを準備する

避難指示が出た場合

1. すぐに避難を開始する
2. 2階以上の高い階へ移動する(集合住宅の場合)
3. 近くの指定避難所へ移動する(一戸建ての場合)
4. 避難時は子どもを抱いて移動する

避難指示が出る前の場合

1. 家の周囲の状況を確認する
2. 水路や川が増水していないか確認する
3. 必要なものを持ち出しやすい場所に集める
4. 子どもと一緒に避難経路を確認する

冠水した道路や側溝への対応

外出中に冠水した道路に遭遇した場合

1. 決して冠水した道路を横断しようとするしない
2. 水深が足首程度でも、濁っていて地面の状態が見えないことがある
3. 側溝が見えずに落ちる危険がある
4. 別のルートを探るか、安全な場所で待機する
5. 子どもを必ず手をつないで移動する

冠水が始まっている場所での行動

1. すでに冠水している場所には近づかない
2. 側溝の位置を確認し、そこから離れる
3. 電柱や看板が倒れている可能性があるため注意する
4. 高い場所へ移動し、救助を待つ

台風接近時の対応

台風接近前の準備

1. 窓やシャッターを閉める
2. 部屋の外にある飛散物を片付ける
3. 非常用の水、食料、懐中電灯を準備する
4. 子どもの避難場所を確保する

台風接近中の行動

1. 窓やドアを開けない
2. 屋外に出ない
3. 子どもを落ち着かせる
4. テレビやラジオで最新情報を確認する

台風通過後の対応

1. 窓やドアを開け、換気する
2. 周囲の状況を確認する
3. 子どもと一緒に安全な場所で待機する
4. 保護者に状況を伝える

高潮・津波の対応

高潮警報発令時

1. 海岸から遠ざかる
2. 低い場所から高い場所へ避難する
3. 指定避難所へ移動する
4. 子どもを抱いて避難する

津波警報発令時

1. すぐに高い場所へ避難する
2. 津波が来る前に避難を完了する
3. 海岸から遠ざかる
4. 子どもを抱いて避難する

土砂災害の対応

土砂災害警戒情報発令時

1. 斜面の近くから離れる
2. 安全な場所へ移動する
3. 子どもと一緒に避難する
4. 保護者に状況を伝える

土砂災害の兆候

1. 雨が降り続けている
2. 斜面から水が湧き出している
3. 斜面に亀裂が入っている
4. 木が傾いている
5. 土の臭いがする

土砂災害発生時

1. すぐに安全な場所へ移動する
2. 斜面の方向に逃げない

3. 両側に安全な方向へ避難する
4. 子どもを抱いて避難する

4. 停電・通信障害



停電や通信障害は、地震や台風などの自然現象だけでなく、設備の不具合などによっても引き起こされる可能性がある。これらが発生した場合、照明や冷暖房、そして通信手段が使えなくなるため、子どもの安全確保や保護者との連絡が困難になる。本章では、停電発生時の対応、通信障害発生時の対応、そして通信障害時の代替連絡手段について具体的にまとめている。特に停電中は、エレベーターを使用せず、暗い場所での移動を避けるなど、安全上の注意が必要である。また、通信障害時には、複数の代替手段を試すことが求められる。

停電発生時の対応

停電が発生した瞬間、まずは懐中電灯やスマートフォンのライトで照明を確保し、子どもを安心させるよう声をかける必要がある。停電中は、ガスコンロやストーブの使用を中止し、冷蔵庫の扉を開けないなど、生活上の注意点も求められる。また、エレベーターには乗らず、階段での移動は慎重に行う必要がある。停電からの回復時には、家電製品の状態を確認し、ガスの使用を再開する前に漏れがないか確認することが求められる。

停電が発生した瞬間

1. 懐中電灯やスマートフォンのライトを点灯する
2. 子どもを安心させるよう声をかける
3. 部屋の危険物を確認する
4. 窓やドアの施錠を再確認する
5. 部屋の温度を確認する(冷暖房が止まったため)

停電中の安全管理

1. 子どもを視界に入れたままにする

2. ガスコンロやストーブの使用を中止する
3. 冷蔵庫の扉を開けない
4. 水は保存する
5. 携帯電話の電力を節約する

停電中の行動制限

1. エレベーターには乗らない
2. 階段での移動は慎重に行う
3. 暗い場所での移動は避ける
4. 子どもを1人にしない
5. 未知の場所には多動しない

停電からの回復時

1. 電気が復旧したら、家電製品の状態を確認する
2. ガスの使用を再開する前に漏れがないか確認する
3. 子どもの健康状態を確認する
4. 保護者に状況を伝える

通信障害発生時の対応

携帯電話がつかない場合

1. 171(災害伝言ダイヤル)を試す
2. 固定電話があれば、それを使用する
3. 公衆電話を探す
4. 無線 LAN(Wi-Fi)がつながる場所を探す
5. SNS で状況を伝える

171(災害伝言ダイヤル)の使用方法

1. 171 にダイヤルする
2. 録音番号(自宅の電話番号など)を入力する
3. メッセージを録音する
4. 保護者に 171 をダイヤルしてもらい
5. 録音番号を入力してもらい、メッセージを再生してもらい

インターネットがつかない場合

1. ラジオで情報を確認する
2. 近くの交番や消防署で情報を確認する
3. 近隣の住民と情報を共有する
4. 固定電話があれば使用する

通信障害時の代替連絡手段

代替連絡手段の優先順位

1. 固定電話
2. 171(災害伝言ダイヤル)
3. 公衆電話
4. 無線 LAN(Wi-Fi)のある場所
5. SNS
6. 近隣の住民
7. 交番や消防署

代替連絡手段の使用方法

1. まず固定電話を確認する
2. 固定電話がない場合、171を使用する
3. 公衆電話があれば使用する
4. Wi-Fiのある場所を探す
5. SNSで状況を伝える
6. 近隣の住民に連絡を依頼する

通信障害時の行動指針

子どもの安全確保

1. 子どもを見界に入れたままにする
2. 子どもを安心させるよう声をかける
3. 子どもに状況をわかりやすく説明する

連絡の確保

1. 複数の連絡手段を試す
2. 定期的に連絡を試みる
3. 保護者との合流場所を再確認する
4. 会社に連絡する方法を確認する

安全な場所での待機

1. 子どもと一緒に安全な場所で待機する
2. 周囲の状況を確認する
3. 必要な物資を確保する
4. 保護者からの連絡を待つ

4.5 不審者・危険人物



不審者や危険人物の出没は、子どもの安全にとって最も深刻な脅威の一つである。特にシッターとして在宅保育を行っている際に不審者が現れた場合、迅速かつ適切な対応が求められる。本章では、在宅中に不審者が現れた場合の対応、外出中に不審者に遭遇した場合の対応、不審者の特徴を見分ける方法、そして110番通報のタイミングと方法について具体的にまとめている。特に不審者が侵入しようとしている場合や、つきまとっている場合は、躊躇なく110番通報を行う必要がある。

在宅中に不審者が現れた場合

在宅中に不審者が現れた場合、まずは玄関のインターホンで相手を確認し、見知らぬ人の場合には応対しないことが原則である。不審者がドアをノックし続けたり、窓から覗いたりしている場合は、110番通報を検討し、子どもを抱いて部屋の奥へ移動する必要がある。また、不審者が侵入しようとしている場合は、すぐに110番通報し、バスルームなどの安全な場所に避難することが求められる。いずれの場合も、子どもを落ち着かせ、状況を冷静に判断することが大切だ。

玄関のチャイムが鳴った場合

1. インターホンで相手を確認する
2. 見知らぬ人の場合、応対しない
3. 「今は忙しいです」と伝え、ドアを開けない
4. 子どもに「知らない人にはドアを開けない」と教える
5. 子どもをドアから遠ざける

不審者がドアをノックし続ける場合

1. 110番通報を検討する
2. 子どもを抱いて部屋の奥へ移動する
3. 窓やドアを閉める
4. ドアの鍵をかける
5. 近隣の住民に助けを求める

不審者が窓から覗いている場合

1. すぐにカーテンを閉める
2. 子どもを抱いて部屋の奥へ移動する
3. 110番通報する
4. 窓から離れる
5. 子どもを安心させるよう声をかける

不審者が侵入しようとしている場合

1. すぐに110番通報する
2. 子どもを抱いて部屋の奥へ移動する
3. バスルームなどの安全な場所に避難する
4. ドアを閉め、ロックする
5. 子どもを落ち着かせる

外出中に不審者に遭遇した場合

つきまとわれていると感じた場合

1. 人混みの中へ移動する
2. コンビニ、スーパー、駅など人が多い場所へ逃げる
3. 店員に助けを求める
4. 子どもの顔を隠す
5. 目的地を変える

不審な声かけを受けた場合

1. 無視して立ち去る
2. 子どもの手を引いて移動する
3. 人の多い場所へ逃げる
4. 110番通報する
5. 子どもを落ち着かせる

不審者が後ろをついてきている場合

1. 道を変える
2. 人の多い場所へ逃げる
3. 走って逃げる
4. 110番通報する
5. 近くの交番へ逃げる

不審者の特徴を見分ける

不審者の主な特徴

1. 見知らぬ場所をうろついている
2. 不自然な行動をとる
3. 子どもに興味を持っている

4. 写真や動画を撮っている
5. 奇妙な質問をしてくる

不審者の言動

1. 子どもに近づいてくる
2. 見知らぬ場所へ誘おうとする
3. 物をあげようとする
4. 子どもの名前を知ろうとする
5. 子どもの連絡先を聞きとる

110番通報のタイミングと方法

110番通報をするべき状況

1. 不審者が侵入しようとしている
2. 不審者がつきまとっている
3. 不審者が子どもに近づいてきた
4. 不審者が不自然な行動をとっている
5. 自分や子どもの身に危険を感じた

110番通報の手順

1. 携帯電話で「110」にダイヤルする
2. 「こちらは(市「町村名」)(住所)」と伝える
3. 「不審者がいます」と伝える
4. 「場所は(場所の詳細)」と伝える
5. 「人物の特徴は(特徴)」と伝える
6. 「電話番号は(電話番号)」と伝える
7. 「現場で待ちます」と伝える

不審者に遭遇した後の対応

在宅中に不審者が現れた後

1. 家の中の安全を確認する
2. 子どもを落ち着かせる
3. 保護者に状況を伝える
4. 会社に報告する
5. 必要に応じて警察に相談する

外出中に不審者に遭遇した後

1. 安全な場所で待機する
2. 子どもを落ち着かせる
3. 保護者に状況を伝える
4. 会社に報告する
5. 必要に応じて警察に相談する

6. その他の緊急事態

4.6 その他の緊急事態

医療緊急事態	交通事故	ガス漏れ	感染症 パンデミック	その他の 緊急事態
119番通報 突然病気 <ul style="list-style-type: none"> 状態確認 保護者へすぐに連絡 119番通報検討 薬・アレルギー情報確認 落ち着かせる けが <ul style="list-style-type: none"> 程度確認 圧迫止血 骨折は動かさない 保護者に連絡 重い場合119番 けいれん <ul style="list-style-type: none"> 横向きに寝かせる 口に何も入れない 嘔吐した場合119番 上まったら連絡 観察 誤飲 <ul style="list-style-type: none"> 何飲み込んだか確認 すぐに連絡 嘔吐させない 重い場合119番 観察 	車中 <ul style="list-style-type: none"> 安全な場所へ移動 119番通報 110番通報 保護者に連絡 状態確認 落ち着かせる 車中 <ul style="list-style-type: none"> 安全な場所へ移動 状態確認 119番通報 保護者に連絡 落ち着かせる 	ガスの臭い <ul style="list-style-type: none"> 火気一切使用しない 換気 電気スイッチ触れない 屋外へ避難 ガス会社または119番	流行時 <ul style="list-style-type: none"> 健康状態を深く観察 手洗い消毒徹底 人混み避ける マスク着用 最新情報確認 疑いあり <ul style="list-style-type: none"> 保護者へすぐに連絡 別の部屋に隔離 	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> テレビ・ラジオ確認 避難指示ですぐ避難 抱いて避難 保護者に連絡 会社に報告 テロ・武装グループ Run・Hide・Tell <ul style="list-style-type: none"> 逃げる(Run) 隠れる(Hide) 必要に応じて警察通報(Tell) 抱いて避難 保護者に連絡 共同対応 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全確保優先 冷静に判断 必要に応じて119/110番 保護者に連絡 会社に報告

医療緊急事態や交通事故、ガス漏れ、感染症パンデミックなど、緊急事態には様々な種類がある。

それぞれの事態において、適切な対応方法は異なるが、基本原則は「子どもの安全確保」と「迅速な通報」である。本章では、医療緊急事態、交通事故、ガス漏れ、感染症パンデミック、そしてその他の緊急事態について具体的にまとめている。特に子どもが突然病気になる場合やけがをした場合は、状況を冷静に判断し、必要に応じて119番通報を行うことが求められる。

医療緊急事態

医療緊急事態は、突然発生し、迅速な対応が求められる事態である。子どもが突然病気になった場合やけがをした場合、まずは子どもの状態を確認し、必要に応じて保護者に連絡する。症状が重い場合や、けいれんを起こしている場合、呼吸を止めない場合などは、すぐに119番通報を行う必要がある。また、子どもが誤飲した場合は、何を飲み込んだか確認し、保護者にすぐに連絡するが、無理に嘔吐させないことが求められる。いずれの場合も、子どもの状態を観察し、落ち着いて対応することが大切だ。

子どもが突然病気になった場合

1. 子どもの状態を確認する(発熱、嘔吐、けいれんなど)
2. 保護者にすぐに連絡する
3. 症状に応じて、119番通報を検討する
4. 子どもの薬やアレルギー情報を確認する
5. 子どもを落ち着かせる

子どもがけがをした場合

1. けがの程度を確認する
2. 出血している場合、清潔な布で圧迫止血する
3. 骨折が疑われる場合、動かさない
4. 保護者に連絡する
5. 症状が重い場合、119番通報する

子どもがけいれんを起こした場合

1. 子どもを横向きに寝かせる
2. 口に何も入れない
3. けいれんが続く場合、119番通報する
4. けいれんが止まったら、保護者に連絡する
5. 子どもの状態を観察する

子どもが誤飲した場合

1. 何を飲み込んだか確認する
2. 保護者にすぐに連絡する
3. 子どもを嘔吐させない
4. 症状が重い場合、119番通報する
5. 子どもの状態を観察する

交通事故

外出中に交通事故に遭遇した場合

1. 子どもを置いて安全な場所へ移動する
2. 119番通報する(怪我人がいる場合)
2. 110番通報する(警察が必要な場合)
3. 保護者に連絡する
4. 子どもの状態を確認する
5. 子どもを落ち着かせる

車中で交通事故に遭遇した場合

1. 車を安全な場所に移動する
2. 子どもの状態を確認する
3. 119番通報する(怪我人がいる場合)
4. 保護者に連絡する
5. 子どもを落ち着かせる

ガス漏れ

ガスの臭いがした場合

1. 火気を一切使用しない
2. 窓やドアを開け、換気する
3. 電気のスイッチには触れない
4. 子どもと一緒に屋外へ避難する
5. ガス会社または119番通報する

ガス漏れが疑われる場合

1. ガスの元栓を閉める

2. 窓やドアを開け、換気する
3. 子どもと一緒に屋外へ避難する
4. ガス会社に連絡する
5. 保護者に状況を伝える

感染症パンデミック

感染症が流行している場合

1. 子どもの健康状態を注意深く観察する
2. 手洗い、消毒を徹底する
3. 人混みを避ける
4. マスクを着用する
5. 保護者に最新情報を確認してもらう

子どもが感染症の疑いがある場合

1. 保護者にすぐに連絡する
2. 子どもを別の部屋に隔離する
3. 手洗い、消毒を徹底する
4. マスクを着用する
5. 子どもの状態を観察する

その他の緊急事態

自然災害

1. テレビやラジオで最新情報を確認する
2. 避難指示が出た場合、すぐに避難する
3. 子どもを抱いて避難する
4. 保護者に連絡する
5. 会社に報告する

テロ・武装グループ

1. すぐに逃げる(Run)
2. 隠れる(Hide)
3. 必要に応じて警察に通報する(Tell)
4. 子どもを抱いて避難する
5. 保護者に連絡する

その他の緊急事態

1. まず子どもの安全確保を優先する
2. 状況を冷静に判断する
3. 必要に応じて 119/110 番通報する
4. 保護者に連絡する
5. 会社に報告する

第5章 年齢別対応と声かけ

0~1歳	2~3歳	4~5歳	6歳以上
<p>身体的な保護</p> <p>抱き上げ 胸に密着 膝の上/ 手をつなく 抱きしめる</p> <p>頭を保護しつつ、首を支える 子どもの視線に合わせる</p>	<p>身体的な保護</p> <p>抱き上げる/ 手をつなく 膝の上/ 手引移動 抱きしめる</p> <p>子どもの視線に合わせる</p>	<p>身体的な保護</p> <p>手をつなく 移動 抱きしめる</p> <p>肩に手を置く 子どもの視線に合わせる</p>	<p>身体的な保護</p> <p>手をつなく 移動 肩に手を置く</p> <p>顔見ながら話す 子どもの視線に合わせる</p>
<p>声かけ</p> <p>「だいじょうぶ」「ぎゅーするよ」 「怖くない、先生が守ってるよ」 「一緒にねようね」 「お父さんお母さん、すぐに来るよ」</p>	<p>声かけ</p> <p>「先生と一緒に」「座って待とうね」 「動かないでね」「ここで待とうね」 「お父さんお母さんに電話するね」 「先生が守ってるから」「外にでようね」</p>	<p>声かけ</p> <p>「先生のそばなら大丈夫」 「手をつないでね」「今は動かないでね」 「揺れが止まったら一緒に確認」 「地震だから静かにしよう」「避難しよう」 「連絡するね」「安全な場所に移動」</p>	<p>声かけ</p> <p>「今は動かないでね」「揺れが止まったら確認」 「連絡するね」「一緒に確認しよう」 「怖くないよ、先生が守ってるから」 「静かにしようね」「避難しよう」 「手をつないでね、先生が守ってるよ」</p>
<p>行動の指針</p> <p>動かしず、その場に留まる シッターが視界に入る 顔に触れ安心させる 落ち着いた口調</p>	<p>行動の指針</p> <p>短い言葉でゆっくり 繰り返し同じことを 質問に答える 手を引く/抱きしめる 顔見ながら話す</p>	<p>行動の指針</p> <p>状況説明と理解 「なぜ」を含める (e.g., to be safe) 質問に答える 手を引く/抱きしめる 顔見ながら話す</p>	<p>行動の指針</p> <p>論理的に説明 質問に答える 意思を明確に伝える 手を引く/抱きしめる 自立促すが安全確保</p>

緊急時において、子どもの年齢や発達段階によって、適切な対応方法や声かけの言葉は大きく異なる。乳幼児は言葉での説明が難しく、身体的な保護が最優先となる。一方で、年長児は状況を理解し、自身で行動できる可能性があるため、状況説明や意思確認が求められる。本章では、0~1歳、2~3歳、4~5歳、6歳以上の各年齢層における適切な身体的保護、声かけ、そして行動の指針を体系的にまとめている。シッターは、担当する子どもの年齢や発達段階に応じた適切な対応方法を事前に理解しておく必要がある。

1. 0~1歳

0~1歳の子どものは、言葉でのコミュニケーションがほとんどできないため、身体的な保護が最優先となる。緊急時には、すぐに抱き上げて胸に密着させ、子どもの視界にシッターが入るようにする必要がある。また、落ち着いた口調で話しかけ、子どもが安心できるような言葉を繰り返し伝えることが求められる。

身体的な保護

- ・ すぐに抱き上げ、胸に密着させる
- ・ 膝の上に乗せ、しっかりと抱きしめる
- ・ 頭を保護しつつ、首を支える
- ・ 子どもの耳元に顔を近づけ、声をかける

声かけ

- ・ 「だいじょうぶ」「ぎゅーするよ」「しーっとしてね」
- ・ 「お父さんお母さん、すぐに来るよ」
- ・ 「怖くないよ」「先生が守ってるよ」
- ・ 「一緒にねようね」

行動の指針

- ・動かさず、その場に留まる
- ・子どもの視界にシッターが入るようにする
- ・子どもの体に触れ、安心させる
- ・落ち着いた口調で話す

2. 2～3 歳

身体的な保護

- ・抱き上げるか、しっかりと手をつなぐ
- ・膝の上にさせるか、手を引いて移動する
- ・子どもの目線に合わせる
- ・必要に応じて抱きしめる

声かけ

- ・「先生と一緒に」「座って待とうね」「怖くないよ」
- ・「お父さんお母さんに電話するね」
- ・「一緒に外にでようね」「先生が守ってるから」
- ・「動かないでね」「ここで待とうね」
- ・「お父さんお母さん、すぐに来るよ」

行動の指針

- ・短い言葉で、ゆっくり話す
- ・繰り返し同じことを言う
- ・子どもの質問に答える
- ・子どもの手を引くか、抱きしめる
- ・子どもの顔を見ながら話す

3. 4～5 歳

身体的な保護

- ・手をつないで移動する
- ・必要に応じて抱きしめる
- ・子どもの肩に手を置く
- ・子どもの目線に合わせる

声かけ

- ・「先生のそばなら大丈夫」「手をつないでね」
- ・「地震だから静かにしよう」「お父さんお母さんに連絡するね」
- ・「一緒に避難しよう」「怖くないよ、先生がいるから」
- ・「今は動かないでね」「揺れが止まったら一緒に確認するよ」
- ・「安全な場所に移動するね」

行動の指針

- ・状況を説明し、理解を促す
- ・「なぜ」を含める(なぜ避難するのか、なぜ静かにするのか)
- ・子どもの質問に答える
- ・子どもの手を引くか、抱きしめる
- ・子どもの顔を見ながら話す

4. 6歳以上

身体的な保護

- ・手をつないで移動する
- ・必要に応じて肩に手を置く
- ・子どもの顔を見ながら話す
- ・子どもの視線に合わせる

声かけ

- ・「今は動かない」「揺れが止まったら一緒に確認するよ」
- ・「お父さんお母さんに連絡するね」「一緒に避難しよう」
- ・「安全な場所に移動するね」「怖くないよ、先生がいるから」
- ・「静かにしようね」「早く避難しようね」
- ・「手をつないでね」「先生についてくるね」

行動の指針

- ・状況を論理的に説明する
- ・子どもの質問に答える
- ・子どもの意思を確認する(「どうしたい?」)
- ・子どもの手を引くか、肩に手を置く
- ・子どもの自立を促すが、安全は確保する

緊急時において、迅速かつ的確な連絡は、子どもの安全を守る上で最も重要な要素の一つである。本章では、緊急連絡の優先順位、保護者連絡の要点、会社報告の要点、そして代替連絡手段について体系的にまとめている。特に緊急時には、パニック状態になりがちなため、事前に決めた連絡手順に従って冷静に行動する必要がある。また、通信障害などの予期せぬ状況にも対応できるよう、複数の連絡手段を確保しておくことが求められる。

第6章 連絡体制と報告

1. 緊急連絡の優先順位

第一優先：119/110番通報

通報の判断基準

- 生命の危険
- 子どもが意識失う
- 怪我なし
- 出血
- 激しいけいれん
- 火災発生
- 不審者侵入

第二優先：保護者連絡

すぐに第一報

- 固定電話
- SNSを試す
- 事前面談で合意

第三優先：会社（運営）報告

- メール
- 電話
- SNSいずれか

※詳細・重度度に関わると、担当者がお届けします

保護者連絡の要点

落ち着いた声で、ゆっくり話す

発生事象

地震 火災 洪水

「生損みなん、「軽くなん」
「瘦れんならん、「軽く怪らし」」

侵入人 警察 医療緊急

子どもの状態

怪我なし 呼吸あり/なし

現在地

住宅 コンビニ 公園 スーパー 避難所
市区町村名 番地 建物名 部屋番号
※周囲の目印を伝える ※避難所にいる場合

今後の方針

待機 避難避難に名前前避難所 指名病院 警署署行く

会社報告の要点

詳細な状況

- 時間
- 場所
- 原因
- 子ども年齢
- 性別
- 人数
- 難産
- 状況
- 周辺

対応内容

- 電話の時間→119/110
- 子ども保護者連絡
- 行動：避難、補急救活、待等
- 使用方法：電話、メール、SNS

支援の要否

- 追加支援必要？
- 保護者連絡確立？
- 子どもの安全確保？
- 会社派遣必要？

代替連絡手段

1. 固定電話
2. 171（メッセージ）（再生）
3. 公衆電話
4. 無線LAN
5. SNS・メール
6. 近隣の住民
7. 交番や消防署

緊急時の連絡において、最も重要なのは優先順位を守ることである。まずは119や110への通報を行い、その後に保護者への連絡、そして会社への報告という順序を守る必要がある。特に生命に関わる緊急事態では、保護者への連絡よりも119/110通報を優先すべきである。この優先順位は、事前に頭に入れておくことで、パニック状態でも適切な行動をとることができる。

1. 緊急連絡の優先順位

第一優先：119/110番通報

- ・ 生命の危険がある場合、すぐに119または110に通報する
- ・ 通報の判断基準：
 - ・ 子どもが意識を失っている
 - ・ 子どもが呼吸をしていない
 - ・ 子どもが出血している
 - ・ 子どもが激しいけいれんを起こしている
 - ・ 火災が発生している
 - ・ 不審者が侵入しようとしている

第二優先：保護者への連絡（第一報）

- ・ 119/110通報の後、すぐに保護者に連絡する
- ・ 連絡がつかない場合、固定電話やSNSを試す
- ・ 連絡方法は事前面談で合意した方法に従う

第三優先：会社（運営）への報告

- ・ 保護者への連絡の後、会社に報告する
- ・ 報告はメール、電話、SNSいずれかで行う
- ・ 報告の詳細さは事態の重大さによる

2. 保護者連絡の要点

保護者への第一報は以下の情報を簡潔に伝える。伝える際は落ち着いた声で、ゆっくり話す。

発生事象(地震、火災等)

- ・地震の場合:「地震が発生しました。震度は(震度)です」
- ・火災の場合:「火災が発生しました。現在地は(場所)です」
- ・水害の場合:「洪水警報が発令されました。現在は(場所)にいます」
- ・停電の場合:「停電が発生しました。子どもは安全です」
- ・不審者の場合:「不審者が現れました。警察に通報しました」
- ・医療緊急の場合:「子どもが(症状)になりました。119に通報しました」

子どもの状態(怪我なし、落ち着いている等)

- ・怪我がない場合:「子どもは怪我をしていません。落ち着いています」
- ・軽い怪我の場合:「子どもに(怪我の)内容がありますが、落ち着いています」
- ・意識がある場合:「子どもは意識があります」
- ・意識がない場合:「子どもの意識がありません」
- ・呼吸をしている場合:「子どもは呼吸をしています」
- ・呼吸をしていない場合:「子どもの呼吸がしていません」

現在地

- ・住所を正確に伝える:「(市区町村名)(番地)(建物名)(部屋番号)」
- ・周囲の目印を伝える:「(コンビニ、公園、スーパーなど)の近くです」
- ・避難所にいる場合:「(避難所名)に避難しています」

今後の方針(そのまま待機、避難等)

- ・待機する場合:「そのまま待機します」
- ・避難する場合:「(避難所名)へ避難します」
- ・病院へ向かう場合:「(病院名)へ向かいます」
- ・警察署へ向かう場合:「(警察署名)へ向かいます」

3. 会社報告の要点

会社への報告は以下の情報を詳細に伝える。報告は事態収束後に行う。

詳細な状況

- ・発生時刻、発生場所、発生原因
- ・子どもの年齢、性別、人数
- ・子どもの状態(意識、呼吸、体温、怪我の有無)
- ・周囲の状況(他の人の有無、建物の状態など)

対応内容

- ・ 119/110 への通報時刻
- ・ 保護者への連絡時刻
- ・ 取った行動(避難、応急処置、待機など)
- ・ 使用した手段(電話、メール、SNS など)

支援の要否

- ・ 追加の支援が必要か(別のシッター、車、物資など)
- ・ 保護者への連絡が確立しているか
- ・ 子どもの安全が確保されているか
- ・ 会社のスタッフ派遣が必要か

4. 代替連絡手段

通信障害等で通常の連絡手段が不通となる可能性があるため、以下の代替手段を検討する。優先順位に従い、複数の手段を試す。

代替連絡手段の優先順位

1. 固定電話: 携帯電話圏外でも通話可能
 2. 171(災害伝言ダイヤル): 自分の状況を録音し、保護者が再生できる
 3. 公衆電話: 駅、コンビニなどにある公衆電話を使用する
 4. 無線 LAN (Wi-Fi): カフェ、図書館などで Wi-Fi を利用する
 5. SNS・メール: 状況を一齐送信できる
 6. 近隣の住民: 近所の人に連絡を依頼する
 7. 交番や消防署: 近くの警察署や消防署で連絡する
-
- ・ 災害伝言ダイヤル(171): 自分の状況を録音し、保護者が再生できる
 - ・ SNS・メール: 状況を一齐送信できる
 - ・ 固定電話: 携帯電話圏外でも通話可能

第7章 通報台本集

119通報 (火災・急病)

火災の場合

「こちらは(東京都港区)(港区六本木1-1-1、六本木ヒルズ101号室)。火災です。場所は(六本木ヒルズ101号室、3階のリビング)です。電話番号は(090-1234-5678)です。怪我人は(いない)です。応急車の到着を待ちます。」

急病の場合

「こちらは(東京都港区)(港区六本木1-1-1、六本木ヒルズ101号室)。場所は(六本木ヒルズ101号室、3階のリビング)です。電話番号は(090-1234-5678)です。怪我人は(1名、3歳の男子、意識がある、けいれんを起こしている)です。応急車の到着を待ちます。」

- 緊急通報台本は事前に覚えておく
- 電話番号は必ず伝える
- 怪我人の状態は具体的に伝える

通報後は電話を切らず、
応急車が到着するまで待つ

110通報 (不審者・事故)

不審者の場合

「こちらは(東京都港区)(港区六本木1-1-1、六本木ヒルズ101号室)。不審者がいます。場所は(六本木ヒルズ101号室、玄関前)です。人物の特徴は(30代男性、黒い服、背が高い、帽子をかかかぶっている)です。電話番号は(090-1234-5678)です。現場で待ちます。」

事故の場合

「こちらは(東京都港区)(港区六本木1-1-1、六本木ヒルズ前)。場所は(六本木ヒルズ前の交差点)です。電話番号は(090-1234-5678)です。怪我人は(1名、3歳の男子、頭を打った、意識がある)です。現場で待ちます。」

- 不審者の特徴は具体的に伝える
- 不審者の行動を具体的に伝える
- 不審者の数を伝える

通報後は電話を切らず、
警察が到着するまで待つ

171 (災害伝言ダイヤル)

録音する場合 (シッター側)

「こちらは(株式会社ABC、山田太郎)。地震のため(太郎くん、3歳)と(東京都港区六本木1-1-1)で安全確保。けがなし。状況確認中。連絡は後で確認してください。」

再生する場合 (保護者側)

「こちらは(保護者、山田花子)。録音番号は(090-1234-5678)です。再生をお願いします。」

- 録音番号は保護者の電話番号を使用し、録音は30秒以内で収める
- 録音内容は事前に合意し、保護者には事前に説明
- 通常料金で利用できる
- 固定・携帯・公衆電話から利用可能

災害時のみ利用できる

SNS
SNS
一斉送信

メール
メール
一斉送信

固定電話
固定電話
あれば使用

公衆電話
公衆電話
あれば使用

Wi-Fiのある場所
Wi-Fiのある
場所探す

緊急時の通報において、迅速かつ的確に状況を伝えることは、救急車や消防車の到着時間を短縮する上で極めて重要である。パニック状態では、状況をうまく説明できなかつたり、必要な情報を伝え忘れたりすることがあるため、事前に通報台本を準備しておくことが求められる。本章では、119 通報(火災・急病)、110 通報(不審者・事故)、そして 171(災害伝言ダイヤル)の使用方法について具体的な台本とともにまとめている。これらの台本は、事前に覚えておくだけでなく、実際に練習を行っておく必要がある。

119 通報(火災・急病)

119 通報は、火災や急病など、生命に関わる緊急事態において最も重要な通報手段である。通報の際は、冷静に、そして迅速に状況を伝える必要がある。特に住所、電話番号、そして怪我人の状態は、救急隊や消防隊が現場に到着するために不可欠な情報である。以下の台本を参考に、事前に練習を行い、緊急時にスムーズに通報できるように準備しておくことが求められる。

火災の場合

...

「こちらは(東京都港区)(港区六本木 1-1-1、六本木ヒルズ 101 号室)。火災です。

場所は(六本木ヒルズ 101 号室、3 階のキッチン)です。

電話番号は(090-1234-5678)です。

怪我人は(いない)です。応急車の到着を待ちます。」

...

急病の場合

...

「こちらは(東京都港区)(港区六本木 1-1-1、六本木ヒルズ 101 号室)。救急です。

場所は(六本木ヒルズ 101 号室、3 階のリビング)です。

電話番号は(090-1234-5678)です。

怪我人は(1名、3歳の男の子、意識がある、けいれんを起こしている)です。

応急車の到着を待ちます。」

…

通報時の注意事項

- ・緊急通報台本は事前に覚えておく
- ・住所は正確に伝える(区、町村名、番地、建物名、部屋番号)
- ・電話番号は必ず伝える
- ・怪我人の状態は具体的に伝える(年齢、性別、意識の有無、呼吸の有無、怪我の内容)
- ・通報後は電話を切らず、応急車が到着するまで待つ
- ・周囲に人がいる場合、通報を依頼する

110 通報 (不審者・事故)

不審者の場合

…

「こちらは(東京都港区)(港区六本木 1-1-1、六本木ヒルズ 101 号室)。不審者がいます。

場所は(六本木ヒルズ 101 号室、玄関前)です。

人物の特徴は(30代男性、黒い服、背が高い、帽子をかぶっている)です。

電話番号は(090-1234-5678)です。現場で待ちます。」

…

事故の場合

…

「こちらは(東京都港区)(港区六本木 1-1-1、六本木ヒルズ前)。交通事故です。

場所は(六本木ヒルズ前の交差点)です。

電話番号は(090-1234-5678)です。

怪我人は(1名、3歳の男の子、頭を打った、意識がある)です。

現場で待ちます。」

…

通報時の注意事項

- ・不審者の特徴は具体的に伝える(年齢、性別、身長、体格、服装、持ち物など)
- ・不審者の行動を具体的に伝える(玄関に立っている、窓を覗いている、つきまとっているなど)
- ・不審者の数を伝える
- ・通報後は電話を切らず、警察が到着するまで待つ
- ・周囲に人がいる場合、通報を依頼する

171(災害伝言ダイヤル)

録音する場合(シッター側)

…

「こちらは(株式会社 ABC、山田太郎)。地震の被害(太郎くん、3歳)と(東京都港区、山木 1-1-1)で安全確保。

けがなし。状況確認中。

連絡は 171 で確認してください。」

…

再生する場合(保護者側)

…

「こちらは(保護者、山田花子)。

録音番号は(090-1234-5678)です。

再生をお願いします。」

…

171 使用時の注意事項

- ・録音番号は保護者の電話番号を使用する(自宅電話番号、携帯電話番号など)
- ・録音は 30 秒以内に収める(短い言葉で要点を伝える)
- ・録音内容は事前に留意しておく
- ・保護者には 171 の使い方を事前に説明しておく
- ・171 は通常の通話料金で利用できる
- ・171 は NTT の固定電話からでも、携帯電話からでも利用できる
- ・171 は災害時のみ利用できる(通常時は利用できない)

その他の連絡手段

- ・SNS(Twitter、LINE、Facebook など)で状況を一齐送信する
- ・メールで状況を一齐送信する
- ・固定電話があれば、それを使用する
- ・公衆電話があれば、それを使用する
- ・Wi-Fi のある場所を探す(カフェ、図書館など)

第 8 章 事後対応と改善

緊急事態が収束した後の対応は、その後の信頼関係を維持し、再発を防止する上で極めて重要である。

本章では、保護者への詳細報告、会社内での事例共有、マニュアルの改訂プロセス、そして再発防止策の策定について体系的にまとめている。

特に保護者への報告は、事態が収束した直後に行うことで、保護者の不安を軽減し、信頼関係を維持することができる。また、事例共有やマニュアル改訂は、組織全体の対応力を向上させるために不可欠なプロセスである。

1. 保護者への詳細報告

保護者への詳細報告は、事態が収束した後、できるだけ早く行うことが求められる。

報告の内容は、発生した事態、子どもの状態、取った行動、連絡の状況、そして今後の予定を含む必要がある。

報告の方法は、電話、メッセージアプリ、メール、書面の中から状況に応じて選択し、保護者が安心できるよう丁寧に伝えることが大切だ。

また、保護者からのフィードバックを受け取り、今後の改善に活かすことが求められる。

報告のタイミング

- ・緊急事態が収束した直後に行う
- ・保護者が帰宅する前に報告する(可能な場合)
- ・保護者が不在の場合、すぐに電話またはメッセージを残す

報告の内容

- ・発生した事態(地震、火災、水害、不審者、医療緊急など)
- ・発生時刻
- ・発生場所
- ・子どもの状態(怪我の有無、現在の様子など)
- ・取った行動(避難、通報、応急処置など)
- ・連絡の状況(保護者への連絡時刻、連絡方法など)
- ・今後の予定(待機、帰宅、病院受診など)

報告の方法

- ・優先順位:電話、メッセージアプリ、メール、書面
- ・報告は落ち着いた声で、ゆっくり話す
- ・保護者の質問には丁寧に答える
- ・保護者が帰宅後、直接対面して報告する(可能な場合)

報告の記録

- ・報告内容を記録する(報告日時、報告相手、報告内容)
- ・保護者からのフィードバックを記録する
- ・必要に応じて書面で報告を残す

2. 会社内での事例共有

緊急時の対応事例を全スタッフで共有し、教訓として活用する。

事例共有のタイミング

- ・緊急事態発生後、翌営業日に共有する
- ・重大事態の場合、即時共有する
- ・週次定例会で事例を取り上げる

事例共有の内容

- ・発生した事態(地震、火災、水害、不審者、医療緊急など)

- ・発生時刻、場所
- ・子どもの年齢、性別
- ・取った行動(適切な対応、不十分な対応)
- ・連絡の状況(保護者、会社、警察、消防など)
- ・教訓(何が良かったか、何が改善すべきか)
- ・再発防止策

事例共有の方法

- ・社内掲示板、社内メール、グループリスト、社内チャットなど
- ・事例シートを作成し、共有する
- ・事例シートには、日時、場所、事態、対応、教訓、再発防止策を記載する

3. マニュアルの改訂プロセス

年1回の定期見直しを実施する。法令改正や重大事案が発生した場合は、臨時改訂を行う。現場からのフィードバックを反映し、マニュアルの実効性を高める。

定期見直し(年1回)

- ・4月1日を目安に見直しを行う
- ・前年度の事例をレビューする
- ・法令改正の確認を行う
- ・マニュアルの更新が必要か判断する
- ・更新が必要な場合、改訂版を作成する

臨時改訂

- ・重大事態が発生した場合、即時改訂を検討する
- ・法令改正があった場合、即時改訂を行う
- ・新たな事態が判明した場合、即時改訂を検討する
- ・改訂版は全スタッフに共有する

現場からのフィードバック

- ・スタッフからのフィードバックを随時受け付ける
- ・フィードバックは事例シートに記録する
- ・有益なフィードバックはマニュアルに反映する
- ・フィードバックの採用不採用を明確にする

4. 再発防止策の策定

事故や災害の教訓を活かし、再発防止策を策定する。

教訓の活用

- ・発生した事態から教訓を抽出する

- ・教訓は「何が良かったか」「何が改善すべきか」に分類する
- ・教訓は事例シートに記録する

再発防止策の策定

- ・教訓に基づき、再発防止策を策定する
- ・再発防止策は具体的な行動指針にする
- ・再発防止策は事例シートに記録する

再発防止策の例

- ・事前面談での確認項目の充実(連絡先の追加、アレルギー情報の詳細化など)
- ・訓練の頻度向上(年1回から半年1回へ)
- ・訓練内容の充実(ロールプレイの追加、通報台本の練習など)
- ・マニュアルの見直し頻度の向上(年1回から半年1回へ)
- ・スタッフの教育強化(外部講師の招へ、研修の実施など)

第9章 附則

おんぶにだっこ

本章では、本マニュアルの施行日、改訂履歴、そして参考資料・リンク集についてまとめている。施行日は、本マニュアルが適用される開始日を示しており、改訂履歴はマニュアルの変更経過を明確にするために記録される。また、参考資料・リンク集は、本マニュアルの作成にあたり参照した公的機関のガイドライン・情報をまとめており、必要に応じて最新情報を確認できるようになっている。本マニュアルは、社会情勢の変化や法令の改正、あるいは現場からのフィードバックを踏まえ、適時改訂されることが求められる。

施行日

本マニュアルは2025年9月1日から施行する。

改訂履歴

- ・2025年9月1日:初版作成
- ・2026年3月10日:2版作成

参考資料・リンク集

本マニュアルの作成にあたり、以下の公的機関のガイドライン・情報を参照し、既存の訓練マニュアル(地震、火災、水害、停電・通信障害、不審者対応)および保育事故防止マニュアルの内容を統合・整理した。

- ・内閣府 防災情報
- ・厚生労働省 | 災害時の子ども支援情報
- ・保育所における災害時対応ガイドライン(厚生労働省)
- ・避難所マップ(政府公認)
- ・ハザードマップポータル(国土地理院)
- ・統合災害情報システム DIMAPS(国土交通省)
- ・災害用伝言ダイヤル 171(総務省)

